

陳 情	受 理 番 号	66	受 理 年 月 日	令和 4 年 5 月 31 日	付 託 委員会	総 務
件 名	入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情					

入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情

平素は当組合に対し格別のご指導ご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、現下の中小印刷業界は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済不況や急速なデジタル化の移行による影響を受け、先行きの全く見えない状況にあります。加えて印刷用紙や諸原材料および物流費の高騰等がさらに厳しい追い打ちをかけております。

このような中で、各市町村が本年度業務委託した案件の一部に最低制限価格の適応のない案件や、同種入札に不適格業者を排除する仕組みが導入されていないことから、適正な価格で受注できない状況が多々見受けられます。

その結果、利益の大幅減少が引き起こす経営困難に陥り、場合によっては最低賃金を下回る人件費の抑制や事業の継続困難による、従業員雇用の維持、新規雇用の妨げ等に大きく支障が生じております。

印刷業界としては、那覇市の委託する印刷業務に対し、適時的確に対応し、かつ良質な印刷業務を提供できるよう、優秀な人材確保や雇用の継続に向けて最大限の努力をしたいと考えており、そのためには中小印刷会社の処遇改善こそが最大の解決策であります。

那覇市の発注する印刷業務の価格の設定は、他自治体や民間との契約に大きく影響を与えるものであり、入札や見積に関する契約制度の適正化が強く求められております。

また平成 30 年 9 月には「平成 30 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定され、ダンピング防止対策等(別紙一部抜粋)の推進について加わりました。

については、県や各市町村におかれましても国の方針に準じる様、次の事項について配慮して頂きたい。

「平成 30 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

文書全文については下記参照

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180907houshin2.pdf>

1. 契約形態を物品売買から製造請負の変更について

現在、印刷物は物品売買の扱いとなっている。印刷価格の多くは人件費を含んでおり、安値受注はそのまま人件費の削減に繋がる。物品売買と印刷物の価格構成内容は大きく異なるため、契約形態を製造請負に変更して頂きたい。

2. 最低制限価格制度の導入と積算価格の適正化について

印刷物の入札において、ダンピングが疑われるような著しく安価な落札が見受けられたことから、ダンピング入札を抑制し、適正な業務の履行と品質の確保を図るため、最低制限価格制度の導入。

予定価格の積算については、島しょ県である沖縄は物流費・倉庫管理費が含まれた印刷用紙や原材料を使用しており、県外印刷業者よりコスト高となっているのが実態である。従って、沖縄県の印刷業者に適正な利潤が常に含まれるよう配慮して頂きたい。

3. 入札参加資格について

印刷物の発注にあたり、税の還流、地場産業である中小印刷業界(印刷会社・製本会社・用紙販売会社・材料販売会社)の健全な育成、発展のため、沖縄県内中小印刷業者への優先発注の要望のお願いと、入札不適格業者を排除できる仕組みを導入して頂けるよう要望致します。